奈良県告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　主要地方道

二　路線名　枚方大和郡山線

三　道路の区域

路線番号	7	
区間	奈良市中町四八一三番一先から奈良市石木町八七〇番一先まで	
区域変更の前後別	前	後
敷地の幅員メートル	一二・九～三四・二	五一・三～一五一・八
延長メートル	一八五・〇	一八五・〇
備考		